

よくある質問と回答

Q 設置対象期間はいつから？

➡ 令和8年4月1日から。

令和8年4月1日以降、太陽光発電設備の設置を行おうとする事業場を対象とし、手続きを行う必要があります。また、既存事業場にて太陽光発電設備の増設等を行う場合についても、同様の手続が必要となります。

Q 売電はせず、自家消費する太陽光発電設備は対象？

➡ はい。対象になります。

電気の利用形態に関わらず、出力10kw以上で地上に設置する施設が対象となります。FIT認定を受けているかどうか、電気を売却しているか、自家消費しているか等は判断基準になりません。

Q 設置しようとしているエリアが、設置するのに適当でないエリアかどうか調べたい。

➡ 役場担当課へご連絡ください。

設置するのに適当でないエリアの照会については、お問い合わせ先へご連絡をお願いします。

Q 設置するのに適当でないエリアの場合、事前申出から同意までどの程度の期間が必要？

➡ おおよそ60日間程度です。
※国等の関係法令に係る手続き期間は含みません

事前申出から同意・不同意の判断までおおよそ60日間程度（閉庁日を除く）かかります。なお、個別の事案の状況や計画内容、関係法令の手続等の状況により時間がかかる場合がありますので、早めにご相談いただきますようお願いします。

Q 住民説明の範囲は？

➡ 事業計画ごとに異なります。

説明すべき周辺地域、関係者の範囲は、事業区域や設置場所の地域特性等によって異なることが想定されていますので、事前にご相談いただきますようお願いします。

条例に関するお問い合わせ・各種書類の提出先

東川町役場 適疎推進課 適疎推進室 〒071-1492 東川町東町1丁目16番1号
TEL : 0166-82-2111 FAX : 0166-82-3644 E-mail : tekiso@town.higashikawa.lg.jp



東川町 HP

東川町における 太陽光発電設備の設置手続きに関するお知らせ

令和8年4月1日施行

東川町では、「美しい東川の風景を守り育てる条例」に基づき、自然景観や農村風景の継承に取り組んできました。近年、再生可能エネルギー設備の設置を巡る問題が生じていることから、環境・景観・地域住民を守るため、美しい東川の風景を守り育てる条例の改正と併せ、再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン(太陽光)の策定を行いました。

東川町全域地図

設置するのに適当でないエリア

- 国立公園のすべての区域
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物
- 保安林
- 第1～第3種農地、農用地区域
- 環境緑地保護地区
- 河川区域、河川保全区域、河川予定地
- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 砂防指定地



東川町内に **出力10kW以上**の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、**町への届出及び同意**が必要です。

新規・既存事業場に係る手順

新規事業場 … 新規に太陽光発電設備の設置を行う事業場

既存事業場 … 既存太陽光発電設備に加え、増設等を行う事業場

事業計画段階 planning phase

1 町への事前申出

対象となる開発事業を行おうとする場合、あらかじめ事業の内容について町に申し出る必要があります。

2 開発事業の公表

申出後、関係住民へ同意を得ようとする10日前までに、事業予定地の公衆の見やすい場所において、事業計画が記載されている標識を設置する必要があります。

3 関係住民等への説明会等の実施

事業の協議を行おうとする者は、事業区域内等に所在する町内会、自治振興会等に対し、説明を実施するとともに、次に掲げる者からは同意を得る必要があります。

- ・ 開発事業予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者
- ・ 開発事業予定地から排出される排水の第1次放流先の管理者
- ・ 事業予定地周辺500m以内に居住する者（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業の場合、事業予定地周辺1,000m以内に居住する者とする）

4 開発事業に係る事前協議

事業を実施しようとする者は、事業開始日の14日前までに、町が定める所定の様式により、必要書類を町に提出する必要があります。

5 開発協定の締結 ※必要に応じて

開発事業に対し同意決定を受け、町から開発協定の締結を求められた事業者については、誠意をもって応じるよう努めてください。

工事中 construction phase

6 開発事業着手届・完了届の提出

開発事業に着手したとき、また完了したときは、所定の様式を提出する必要があります。

運転中 running phase

※既存発電事業者についても該当します

7 関係法令に基づく発電設備の適切な維持管理

太陽光発電設備は、土砂災害やその他の災害の発生を防止するとともに、周辺環境保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な維持がされている必要があります。

8 事業者の変更届の提出 ※必要に応じて

事業者が変更（社名変更を含む。）となる場合（事業の承継、事業用地の分譲を含む。）速やかに所定の様式を提出する必要があります。

9 事故等の対応及び報告 ※必要に応じて

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合は、速やかに法令で定める事項の報告を行う必要があります。誠意を持って被害を最小限に留める措置を講じ近隣関係者等に二次被害が起こらないよう努めてください。（※報告は電気事業法および電気関係報告規則に準じます。）

廃止 closing phase

10 開発事業廃止届の提出

開発事業を廃止したときは所定の様式を提出する必要があります。また、事業廃止後については、関係法令に基づいた適切な処理を行ったうえで、速やかに撤去し、原状復帰を行う必要があります。

適正に手続等が行われない場合

適正に手続等が行われない場合、本町の指導、助言、勧告、公表、命令等を経て、同意の取り消しや事業者名の公表、30万円以下の罰則が適用される場合があります。